

伊予市補助金等の見直しについて
最終答申

平成21年10月30日

伊予市補助金等審議会

伊予市補助金等審議会

会 長	氏 兼 惟 和	学識経験者	松山短期大学教授
副会長	甲 斐 朋 香	〃	松山大学准教授
	亀 岡 幹 児	公募による者	双海町上灘
	古 川 功	〃	稲荷
	藤 本 壽美雄	市長が必要と認めた者	元中山町代表監査委員
	城 戸 恒	〃	ヤマキ㈱代表取締役相談役

事務局 行政改革・政策推進室

1 経 過

本補助金等審議会は、平成19年10月に、市長から市の補助金の現状について目的や効果の視座をもって検証することにより、公平性・公益性・地域性などを総合的に判断しながら「ひと・まち・自然が出会う郷（くに）」の将来像を描くにふさわしい補助金等のあり方について検討するよう諮問を受け、市当局が平成18年11月に内部規程として制定した「補助金等の見直し基準」に照らし合わせながら、平成21年9月までにすべての補助金等（H21現在177件）〔別紙1〕を対象に審議を行った。

初年度に当たる平成19年度は、単独・団体補助（市独自の財源により団体に対してその育成や運営を行うために交付する給付金）の63件、平成19年度当初予算ベースで約1億2千3百万円について、市の厳しい財政事情を考慮しつつも、納税者・生活者としての市民の目線・感覚に立ち、単なる数値からの判断によるだけでなく、地域の実情・文化を踏まえた歴史的な背景にも配慮しながら審議を行った。

その結果、その必要性や効果等について何らかの問題のある補助金が大多数を占めていることが明らかとなり、平成20年度の予算査定前となる1月22日に市長に対して第一次答申を行った。これを受けて市当局は、合併後初めてとなる団体補助の見直しに取り組み、27団体について一律10%削減などを決定し、さらに予算編成方針において、答申内容を勘案した予算要求となるよう徹底したことにより、全体で前年度比1千2百11万3千円を減額することとなった。

また2年目に当たる平成20年度は、単独・事業補助（市独自の財源により特定の事業を行うものに対して交付する給付金）の74件、補助・団体補助（国や県などから一部財源の補助を受け、団体に対してその育成や運営を行うために交付する給付金）の2件で合計76件、平成19年度当初予算額ベースで約1億8千3百万円について、審議対象とした事業や団体の目的や企図を明確にししながら、具体的な資金使途を把握したうえで意見を出し合い、状況によっては見直し基準そのものについての見直しに踏み込む構えで審議を行った。

その結果、費用対効果において十分納得の得ることのできないものが見受けられたため、平成21年度の予算要求前となる11月25日に、市民の目線・感覚に立った実質的な効果の検証や、より効果的な補助方法の検討などへ努力を求める第二次答申を市長に対して行った。これを受けて市当局は、

平成20年度予算ベースに対して団体補助を3百42万3千円、単独・事業補助を4百37万8千円を減額することとした。

そして、本年度に審議対象とした補助金等は、平成19から21年度までを集中改革期間として設定されている補助・事業補助（国や県などから一部財源の補助を受け、特定の事業を行うものに対して交付する給付金）の33件、集中改革期間中に新たに設定された補助金等の5件（うち単独・事業補助3件、補助事業補助2件）、合計38件であり、平成19年度（一部、平成18・20年度）当初予算額ベースでは約3億2千8百万円である。

これら補助金等の審査に当たっては、昨年度同様、担当各課が作成した補助金等見直し検証シートを精査し、必要に応じて交付要綱・計画書・予算書・実績書・決算書の提出を求めることにより、対象となる事業や団体の実施内容や活動実績を見極め、その成果や効果について一つひとつ確認を行いながら、具体的な資金使途を把握したうえで意見を出し合い、個別的結論と総括的結論を導き出すとともに、状況によっては補助金制度そのものの見直しにも言及する覚悟で審議を行った。

審議会日程

平成21年	4月27日(月)	第1回	H20答申に対する結果報告 審議対象件数・予定の確認 審議方法の検討
	5月19日(火)	第2回	補助金等検証シートによる審議 〔補助・事業No. 140～147〕
	6月2日(火)	第3回	補助金等検証シートによる審議 〔補助・事業No. 148～154〕
	6月23日(火)	第4回	補助金等検証シートによる審議 〔補助・事業No. 155～162〕
	7月14日(火)	第5回	補助金等検証シートによる審議 〔補助・事業No. 163～169〕
	8月11日(火)	第6回	補助金等検証シートによる審議 〔補助・事業No. 170～172・175～177〕 〔単独・事業No. 173・174〕
	9月8日(火)	第7回	補助金等検証シートによる審議 〔審議保留分・総括〕

2 結 果

慎重審議の結果、補助金項目ごとに個別的な意見をまとめた結論については、審議内容一覧表〔別紙2〕のとおりとし、補助金制度のあり方に対する総括的な意見をまとめた結論については、下記のとおりとした。

個別的結論

区 分	件数	割合
増額方向で見直し	1 件	3 %
現行どおり	28 件	74 %
終 了	8 件	21 %
取り下げ	1 件	3 %
合 計	38 件	

なお、今後、市当局においては、審議内容一覧表の結論はもとより、その結論に至るまでの審議経過を十分に掌握し、今後の市政運営等における政策的な判断を行う際の留意点としていただきたい。

総括的結論

- (1) 「現行どおり」としたものの中には、実質的に一つの特定の団体を想定した補助と思われるもので、その効果が特定の地域に限られるケースがいくつか見られた。新たに補助金を設ける場合、当初は対象が一つでも、順次、対象先が広がり、効果が地域全体に波及していくことが期待できる補助金を考えるべきである。また、対象先が限られる場合でも、補助事業の内容や実施方法等の見直しにより、効果が地域全体に幅広く現れるような工夫と努力が必要である。
- (2) これまで農・林・漁業向けには、長年にわたり補助金が支出されてきたが、各分野の厳しい現状を打破する構造改革には繋がっていない。国策との関係もあり、市単独での対応には自ずから限界はあるが、今後、政策誘導的な補助金として機能するよう再考していくべきである。
- (3) 従来に比べ市の産業構造は大きく変化しているが、補助金支出額の産業別ウェイトは従来とあまり変わっていない。今後は、市当局がどの産業を重点的に支援・育成していくべきかを検討し、補助金の産業別ウェイトを見直したうえで、補助金制度の適正な運用を図ってほしい。

(4) 市の補助金制度が秩然と運営され、効果が上がっているかどうかを検証する方法としては、まず、内部の目による自己チェックが必要であり、そのための仕組み・仕掛けづくりとともに、補助金に対する役職員の更なる意識改革が求められる。加えて中長期的な観点からは、外部の目によるチェックの仕組みとして本審議会のような審査制度を恒常的に整えておく必要がある。

(5) 審議を進める中で、補助金交付要綱の目的等の表現が、市民から見て必ずしも分かりやすいものではないことが分かった。今後は、市民や審議会の委員が補助金の適否を判断することを想定し、理念や哲学・方針などを明確に書き込むとともに、「公平性・公益性・地域性」の判断基準、なかでも公益性についてのより具体的な判断基準を体系的に確立することが求められる。

上記の点については、今後の補助金制度のあり方を踏まえた上で、市当局が本審議会の意思を引き継ぎ、協議・検討を重ねながら引き続き、是正・改善して行くものとする。

また、交付内容の見直しを行うに至る事項に関しては、受益者に対する説明責任を担うこととし、対象となる者及び内容に関する情報をホームページ等により、積極的に公表することを望むものとする。

3 ま と め

平成19年度から取り組んできた今回の補助金等の見直しに関する審議については、市の厳しい財政事情を考慮しながら、納税者・生活者としての市民の目線・感覚に立って踏み込んだ検討を行った結果、以下のような結論を得たものである。

○平成19～21年度

区 分	件数	割合
増額方向で見直し	2件	1%
現行どおり	103件	58%
現行どおり・後に見直し	23件	13%
減額方向で見直し	35件	20%
現行どおり・後に廃止	1件	0.5%
廃止	4件	2%
終了	8件	5%
取り下げ	1件	0.5%
合 計	177件	

まず、補助金の必要性や効果等について、何らかの問題のあるものが、大多数を占めていることが明らかになった。そのうち早急に対応すべきものについては、「廃止」又は活動内容の見直し等による「削減方向で見直し」の努力を求めることとした。

特に、団体補助については、補助金の削減を関係団体や関係地域から十分な理解を得ない状態のまま、あるいは、削減後における具体的な対応策が検討されない状態のまま、一挙に押し進めた場合には、団体や地域の活性化に対する熱意を失わせてしまう懸念もあるため、「当面は現行どおり・後で見直し」としたものも多い。

また、事業補助については、「意見を付して、現行どおり」としたものが大半を占めたが、「当面、現行どおり、後に見直し」や「減額方向で見直し」、「廃止」としたものも一部ながらあった。こうした見直しの必要なものについては、今後、市の担当部局と団体・地域が密接に協議を行い、関係者の十分な理解を得たうえで、「補助金等の見直し基準」に基づく集中改革期間内に、改善に向けた取り組みを行うよう求めることとする。

そして、「意見を付して、現行どおり」としたものについても、その費用対効果において、必ずしも十分に納得できないものや、現行の方法以外に、より効果的な補助の方法を考えるべきだと思われるものが、かなり含まれている。こうしたものについては、今後、市当局において市民の目線・感覚に立った実質的な効果の検証や、より効果的な補助方法の検討などへの努力を、併せて求めることとする。

時代は大きく変化しており、新たな補助対象となる分野が伊予市においても生まれているものと思われる。補助金を活用し市民と行政が協働しながら、より良いまちづくりを進めて行くためには、これまでの陳情・請願等による補助金以外に、新たな補助金ニーズをキャッチする仕組みとして、公募方式など市民に開かれた制度を検討して行く必要がある。

今後、補助金制度は、自治体が政策目的を達成する手段として、一層重要な役割を担うことになる。厳しい財政状態の中だけに、限られた予算をいかに有効に使い、より高い効果をあげるかについて、市民参画のもとで、これまで以上に知恵を絞っていく必要性が高まっている。

この答申の趣旨が、今後、伊予市政の高度な政治判断の中に活かされ、各種補助金がこれまで以上に有効に使われることにより、伊予市が目指す、「市民と行政との協働によるまちづくり」が着実に進展する一助となることを期待する。

以上

補助金・助成金・交付金等一覧表

〔別紙1〕

No.	補助金等の名称	H19予算額(千円)	補助・単独の別	事業・団体の別
1	伊予市交通安全運動推進費助成金	800	単独	団体
2	伊予市自主防災組織結成支援補助金	9,250	単独	団体
3	伊予市幼年消防クラブ、伊予市少年消防クラブ及び伊予市婦人防火クラブの運営費補助金	300	単独	団体
4	消防団本部運営費補助金	540	単独	団体
5	人権相談運営補助金	350	単独	団体
6	愛媛県更生保護事業補助金	42	単独	団体
7	傷痍軍人会補助金	100	単独	団体
8	ボランティアセンター設置補助金	1,030	単独	団体
9	遺族会補助金	722	単独	団体
10	社会福祉協議会専門職員補助金	42,668	単独	団体
11	社会福祉協議会補助金(社協運営費)	755	単独	団体
12	社会福祉協議会補助金(社会福祉活動事務費)	613	単独	団体
13	社会福祉協議会補助金(社会福祉活動費)	84	単独	団体
14	民生児童委員協議会事務局運営補助金	806	単独	団体
15	伊予地区保護司会助成金	909	単独	団体
16	人権対策協議会補助金(伊予)	6,270	単独	団体
17	伊予市手をつなぐ育成会補助金	100	単独	団体
18	身体障害者福祉協会等補助金(視覚障害者福祉協会補助金)	20	単独	団体
19	身体障害者福祉協会等補助金(手話ボランティア団体育成補助金)	20	単独	団体
20	身体障害者福祉協会等補助金(身体障害者福祉協会補助金)	100	単独	団体
21	精神障害者地域家族会助成金他	50	単独	団体
22	特別養護老人ホーム建設借入償還金助成金	16,427	単独	団体
23	(社)愛媛県精神障害者福祉会連合会賛助会費	41	単独	団体
24	食生活改善推進協議会助成金	50	単独	団体
25	循環型社会づくり推進活動費補助金	350	単独	団体
26	伊予市農山漁村男女共同参画社会づくり推進協議会補助金	400	単独	団体
27	伊予市生活研究協議会補助金	400	単独	団体
28	伊予市認定農業者協議会補助金	300	単独	団体
29	伊予市青年農業者協議会補助金	250	単独	団体
30	伊予市中山町たばこ関係団体活動経費補助金(たばこ耕作組合青年部会)	63	単独	団体
31	伊予市中山町たばこ関係団体活動経費補助金(たばこ育苗組合)	225	単独	団体
32	伊予市中山町農業者協議会活動経費補助金	200	単独	団体
33	伊予市双海農村創造塾補助金	270	単独	団体
34	森林組合事業助成金	6,310	単独	団体
35	双海町林業研究グループ補助金	150	単独	団体
36	森林組合しいたけ生産組合補助金	236	単独	団体
37	伊予市魚食普及活動費補助金	400	単独	団体
38	伊予市水産漁業振興事業補助金	3,000	単独	団体
39	伊予市双海町漁業後継者対策事業費補助金(上灘漁業後継者対策事業費補助金)	200	単独	団体
40	伊予市双海町漁業後継者対策事業費補助金(下灘漁業後継者対策事業費補助金)	200	単独	団体
41	伊予市双海町若い漁業者自主研修活動事業費補助金	250	単独	団体
42	伊予市双海町漁業協同組合女性部対策事業費補助金(上灘漁協女性部対策事業費補助金)	50	単独	団体
43	伊予市双海町漁業協同組合女性部対策事業費補助金(下灘漁協女性部対策事業費補助金)	50	単独	団体
44	伊予市ほたる保護活動費補助金	100	単独	団体
45	双海翠地区ほたる保存会補助金	100	単独	団体
46	中山町活性化推進協議会活動経費補助金	2,100	単独	団体

補助金・助成金・交付金等一覧表

〔別紙1〕

No.	補助金等の名称	H19予算額(千円)	補助・単独の別	事業・団体の別
47	観光協会補助金(双海観光協会補助金)	6,100	単独	団体
48	伊予市観光協会補助金	970	単独	団体
49	観光協会活動経費補助金	200	単独	団体
50	観光協会補助金(双海観光協会運営補助金)	200	単独	団体
51	社会教育関係団体活動補助金(婦人会活動補助金)	700	単独	団体
52	社会教育関係団体活動補助金(文化協会活動補助金)	910	単独	団体
53	社会教育関係団体活動補助金(伊予市愛護班連合会活動補助金)	200	単独	団体
54	社会教育関係団体活動補助金(伊予市PTA連絡協議会活動補助金)	165	単独	団体
55	社会教育関係団体活動補助金(女性団体連絡協議会活動補助金)	300	単独	団体
56	社会教育関係団体活動補助金(生活文化女性塾活動補助金)	200	単独	団体
57	社会教育関係団体活動補助金(扶桑太鼓保存会活動補助金)	500	単独	団体
58	社会教育関係団体活動補助金(双海夢走太鼓活動補助金)	120	単独	団体
59	社会教育関係団体活動補助金(郷土芸能保存会活動補助金)	797	単独	団体
60	各地区公民館運営委員会活動補助金	1,000	単独	団体
61	愛媛県人権教育協議会伊予支部活動補助金	8,449	単独	団体
62	体育協会・スポーツ少年団体活動補助金(体育協会補助金)	3,370	単独	団体
63	体育協会・スポーツ少年団体活動補助金(スポーツ少年団補助金)	1,160	単独	団体
	小 計	122,992		
64	政務調査費交付金	2,520	単独	事業
65	住民自治活動支援補助金	3,000	単独	事業
66	職員研修助成金	640	単独	事業
67	伊予市広報区長研修助成金	1,500	単独	事業
68	国際交流事業支援補助金	1,600	単独	事業
69	女性リーダー育成費補助金	200	単独	事業
70	伊予市防犯灯設置補助金	550	単独	事業
71	伊予市公設消火栓に設置する放水設備設置補助金	945	単独	事業
72	民生児童委員県内外研修助成金	425	単独	事業
73	民生児童委員活動補助金	1,806	単独	事業
74	伊予地区更生保護女性会補助金	308	単独	事業
75	上灘保育所バス通園児補助金	55	単独	事業
76	伊予市老人クラブ育成事業補助金(活動活性化事業)	1,000	単独	事業
77	伊予市敬老会実施事業費補助金	11,604	単独	事業
78	休日医療確保協力助成金	483	単独	事業
79	電気式生ごみ処理機購入補助金	1,000	単独	事業
80	廃棄物処理施設周辺整備事業補助金	7,699	単独	事業
81	伊予市生ごみ処理機等購入費補助金(生ごみ処理容器購入補助)	90	単独	事業
82	伊予市家庭用節水型用具購入費補助金(家庭用バスポンプ購入補助)	100	単独	事業
83	節水型洗濯機購入費補助金	1,000	単独	事業
84	花まつり開催補助金	1,200	単独	事業
85	伊予鉄南予バス運行費補助金	18,000	単独	事業
86	農業経営基盤強化資金利子補給金	265	単独	事業
87	農業活性化緊急対策事業費補助金(特産果樹高品質生産体制整備事業費補助金)	1,697	単独	事業
88	農業活性化緊急対策事業費補助金(特産果樹優良品種導入事業費補助金)	1,995	単独	事業
89	伊予市双海柑橘生産者大会運営事業費補助金	200	単独	事業
90	伊予市双海地域柑橘放任園害虫対策事業費補助金	889	単独	事業
91	伊予市農業廃棄物処理事業費補助金	1,438	単独	事業

補助金・助成金・交付金等一覧表

〔別紙1〕

No.	補助金等の名称	H19予算額(千円)	補助・単独の別	事業・団体の別
92	農業近代化資金利子補給金	1,640	単独	事業
93	農業活性化緊急対策事業費補助金(土づくり体制整備事業費補助金)	2,000	単独	事業
94	伊予市水田農業推進協議会補助金	880	単独	事業
95	水田農業構造改革対策指導推進事業費補助金	500	単独	事業
96	小土地改良整備事業補助金	24,600	単独	事業
97	林道整備事業原材料費等補助金	4,500	単独	事業
98	原木しいたけ優良品種導入事業費補助金	1,500	単独	事業
99	松くい虫枯損木伐倒駆除事業費補助金	967	単独	事業
100	除間伐材出荷促進対策事業費補助金	12,000	単独	事業
101	緑の少年隊活動経費補助金	280	単独	事業
102	伊予市漁業近代化利子補給金	1,244	単独	事業
103	伊予市双海町アワビ中間育成放流事業費補助金	330	単独	事業
104	共栄網加工場船つき場浚渫事業費補助金	300	単独	事業
105	漁業廃棄物処理事業費補助金	1,000	単独	事業
106	伊予市漁港施設改修事業費補助金	4,456	単独	事業
107	伊予市中小企業振興資金信用保証料補給金	263	単独	事業
108	伊予市中小企業振興資金利子補給金	1,634	単独	事業
109	伊予市中小企業制度資金利子補給費補助金	2,000	単独	事業
110	伊予市中山町商工会等活動経費補助金	5,419	単独	事業
111	伊予市商工振興事業費補助金	11,450	単独	事業
112	伊予市双海町商工会等活動経費補助金	5,854	単独	事業
113	伊予市商工会共通商品券発行事業費補助金	5,400	単独	事業
114	夏まつり(住吉まつり)事業補助金	1,300	単独	事業
115	公園まつり(さくらまつり)事業補助金	200	単独	事業
116	伊予市新規創業等経営安定化支援事業費補助金	600	単独	事業
117	伊予市お年寄りに優しいまちづくり事業費補助金	1,800	単独	事業
118	市民のふれあい広場整備事業費補助金	191	単独	事業
119	水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給金	114	単独	事業
120	伊予市飲用井戸整備事業費補助金	3,000	単独	事業
121	水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給金	270	単独	事業
122	生活扶助世帯水洗便所改造資金補助金	500	単独	事業
123	児童生徒大会出場補助金	1,500	単独	事業
124	伊予市遠距離児童生徒タクシー通学費補助金(小学校)	197	単独	事業
125	双海地域遠距離通学補助金(小学校)	342	単独	事業
126	中山地域遠距離通学補助金(小学校)	3,149	単独	事業
127	伊予市遠距離児童生徒タクシー通学費補助金(中学校)	649	単独	事業
128	伊予市遠距離通学費補助金(中学校)	5,712	単独	事業
129	伊予市自転車通学用ヘルメット購入費補助金	192	単独	事業
130	特色ある学校づくり補助金	3,300	単独	事業
131	中山高校特用林産科入学奨励金	2,500	単独	事業
132	愛媛県社会教育研究大会派遣費	7	単独	事業
133	愛媛県社会教育研究大会派遣費等(地区別愛護班指導者研修派遣費)	20	単独	事業
134	愛媛県社会教育研究大会派遣費等(愛媛県愛護班研究大会派遣費)	256	単独	事業
135	愛媛県補導委員研修派遣費	137	単独	事業
136	無形文化財保存補助金(両谷獅子舞保存会)	100	単独	事業
137	スポレク祭県大会派遣費等(スポレク祭県大会派遣費補助)	1,803	単独	事業

補助金・助成金・交付金等一覧表

〔別紙1〕

No.	補助金等の名称	H19予算額(千円)	補助・単独の別	事業・団体の別
	小計	178,265		
138	伊予市老人クラブ育成事業補助金(単位老人ラブ)	3,420	補助	団体
139	伊予市老人クラブ育成事業補助金(市老人クラブ連合会)	1,140	補助	団体
	小計	4,560		
140	コミュニティ助成事業補助金	1,300	補助	事業
141	地域活動支援センター基礎的事業	9,720	補助	事業
142	地域活動支援センター機能強化事業	3,000	補助	事業
143	地域組織活動育成事業費補助金	878	補助	事業
144	さくら幼児園延長保育促進事業費補助金	5,942	補助	事業
145	母子家庭自立支援給付費(自立支援教育訓練給付)	200	補助	事業
146	母子家庭自立支援給付費(高等技能訓練促進費)	1,236	補助	事業
147	母子家庭自立支援給付費(常用雇用転換奨励金)	300	補助	事業
148	伊予市老人クラブ育成事業補助金(健康づくり事業)	200	補助	事業
149	伊予市シルバー人材センター事業費補助金	4,017	補助	事業
150	伊予市鳥獣害防止対策総合支援事業費補助金	4,000	補助	事業
151	伊予市農地保有合理化促進費補助金	50	補助	事業
152	伊予市次代を担う若い農林漁業就業促進事業費補助金	70	補助	事業
153	伊予市農林水産物ブランドづくり推進事業費補助金(農業関係)	405	補助	事業
154	伊予市地域農業生産流通体制整備事業費補助金	400	補助	事業
155	伊予市園芸産地再編整備事業費補助金	629	補助	事業
156	伊予市果樹産地体質強化促進事業費補助金	486	補助	事業
157	伊予市水田農業経営確立対策事業費補助金	991	補助	事業
158	伊予市中山間地域等直接支払交付金	133,749	補助	事業
159	道後平野土地改良区賦課金徴収手数料	162	補助	事業
160	国営造成施設管理体制整備促進事業費補助金	2,095	補助	事業
161	農村環境保全向上活動支援事業費交付金	15,727	補助	事業
162	有害鳥獣駆除事業補助金	7,188	補助	事業
163	森林環境保全整備事業補助金	9,824	補助	事業
164	林内作業車道開設事業費補助金	5,100	補助	事業
165	伊予市農林水産物ブランドづくり推進事業費補助金(林業関係)	2,414	補助	事業
166	森林整備地域活動支援交付金	6,426	補助	事業
167	森林整備担い手確保育成対策事業補助金	1,393	補助	事業
168	木造住宅耐震診断事業補助金	600	補助	事業
169	浄化槽設置整備事業補助金	22,041	補助	事業
170	双海地域遠距離通学補助金	1,444	補助	事業
171	中山地域遠距離通学補助金	1,822	補助	事業
172	幼稚園就園奨励費補助金	5,280	補助	事業
	小計	249,089		
173	伊予市肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金	1,273	単独	事業
174	伊予市地域バイオマス利活用普及啓発事業費補助金	150	単独	事業
175	伊予市水産加工処理施設整備事業費補助金	44,826	単独	事業
176	伊予市施設園芸省エネルギー化緊急支援事業費補助金	9,835	補助	事業
177	伊予市農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	23,250	補助	事業
	小計	79,334		
	合計	634,240		

※

--

 はH18予算

--

 はH20予算

No.	補助金等の名称	H19 予算額 (千円)	補助目的	補助対象	補助対象経費	補助金額	結 論
140	コミュニティ助成事業補助金	1,300		財団法人自治総合センターが定めるコミュニティ助成事業実施要綱による各種コミュニティ組織	●次の各号に定める事業(センターが認定した事業) ①一般コミュニティ事業(施設又は設備の整備事業) ②緑化推進コミュニティ事業(広場、公園等の植樹・植栽事業) ③自主防災組織育成(市が自主防災組織に支給又は貸与するために施設又は設備を整備するものを含む) ④コミュニティセンター助成事業(住民が維持管理する施設建設事業) ⑤青少年健全育成事業に関する事業(イベント等ソフト事業)	●次の各号に定めるとおり(センターの決定した額) ①100万円から250万円 ②50万円から200万円 ③次の区分とする ○新設の自主防災組織(結成後3年経過未満) 30万円から200万円 ○既設の自主防災組織(過去に助成を受けていない組織) 30万円から150万円 ○その他の自主防災組織及び市が自主防災組織に支給又は貸与するもの 30万円から100万円 ④対象となる総事業費の5分の3以内で1500万円を限度 ⑤30万円から100万円	市の財源が厳しい中で、財源を使わずして政策推進に資する目的に合うなら、市の関係部署がPRし分かりやすく説明し、活用してもらえようサポートする必要がある。その一つとして、NPO支援センターとの連携が有効と考える。 上記の意見を付して、増額方向で見直し。
141	地域活動支援センター基礎的事業	9,720				予算の範囲内 ●補助基準額 405,000円(月額)×年間開設月数	
142	地域活動支援センター機能強化事業	3,000	障害者(児)及びその家族等に対して、障害者等の地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者等の地域生活支援の促進を図るとともに障害者等に対する理解の促進を図る。	市長が指定した、通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、適切な事業運営ができると認められる社会福祉法人等が行う事業 ●利用対象者は、原則市内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者 ①在宅の身体障害者、知的障害者及び障害児、精神障害者 ②施設に入所している障害者(児)であって日中活動を希望するもの ③前2号に係る者の家族 ④1号及び2号に係る者の支援者 ⑤その他市長が特に必要と認める者	予算の範囲内 ●加算基準額 125,000円(月額)×年間開設月数に月間の平均利用者数により算出した割合を乗じて得た額の12箇月分と運営主体が事業の実施に要した対象経費の実支出額から寄付金その他の収入の額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の範囲内 ※月間の平均利用者数により算出する割合 10人以上なら 100/100 5人以上10人未満なら 75/100 5人未満なら 50/100	障害者支援という施策の中で、補助金が実態に即しているか運営実態を見ながら、今後の補助金額も含め十分検討を行う。 県が補助金を絞る中、市は現状維持をしていく上で、単独補助も含めて検討をいただきたい。 上記の意見を付して、現行どおり。	
143	地域組織活動育成事業費補助金	878		市長が別に定める。 ぐんちゅう保育所ともしび母親クラブ外9クラブ	子どもたちの健全な育成を願って、保育所と連携しながら自分たちの力で地域社会に根ざしたボランティア活動を推進する地域組織が実施する事業に要する経費	予算に定めた額を限度とする。 内規:5万円/園+500円/人(4/1児童数)	市が何に焦点を当てた活動を望んでいるか、事業の目的をより明確にした上で、地域全体に波及効果が現れるような使い道を考えて欲しい。 上記の意見を付して、現行どおり。
144	さくら幼児園延長保育促進事業費補助金	5,942	保護者の保育時間の延長に対する需要に対応するため。	市長が別に定める。	私立保育所における保育時間の延長保育事業に要する経費	予算の範囲内 ◎11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応の推進分 1か所当たり 4,519,200円 ◎延長保育分 ○基本分 ・平均対象児童数6人以上の場合 6人～9人 1,212,000円 10人～19人 1,422,000円 20人～29人 1,771,200円 30人～39人 2,120,400円 以上10人毎加算 349,200円 ・平均対象児童数5人以下の場合 1か所当たり 300,000円	格差是正のために必要な補助金である。 上記の意見を付して、現行どおり。

No.	補助金等の名称	H19 予算額 (千円)	補助目的	補助対象	補助対象経費	補助金額	結 論
145	母子家庭自立支援給付費(自立支援教育訓練給付)	200	母子家庭の母の主體的な能力開発の取組みを支援し、もって、母子家庭の自立の促進を図る。	市内に住所を有する母子家庭の母であって、次の受給要件の全てを満たす者とする。 ○児童扶養手当の支給を受けている者又は同様の所得水準にある者。○対象講座の受講開始日において、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していない者。○支給を受けようとする者の就業経験・技能・資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる者。○過去に訓練給付金の支給を受けたことがない者。	訓練給付金の対象となる講座は、次に掲げる講座とする。 ○雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座 ○就業に結びつく可能性の高い講座で国が別に定める講座 ○前号に準じ市長が特に認める講座	支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の20%に相当する額とする。 ただし、その20%に相当する額が10万円を超える場合の支給額は10万円とし、4千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。 ※支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用 ○入学金 ○受講料 ○上記経費に係る消費税	制度の存続は必要と考えるが、受給のための資格要件のハードルが高すぎるため、実態に合わせた改善を望む。 国の制度が変わらないのなら、市の重要施策の一つとして上積み補助を検討する必要がある。 上記の意見を付して、現行どおり。
146	母子家庭自立支援給付費(高等技能訓練促進費)	1,236	母子家庭の母が就業に結びつきやすい資格を取得するための養成期間中の就業期間中における生活の不安の解消及び生活の負担の軽減を図り、もって安定した就業環境を確保し、資格取得を容易にする。	市内に住所を有する母子家庭の母であって、次の受給要件の全てを満たす者とする。 ○児童扶養手当の支給を受けている者又は同様の所得水準にある者。○対象資格の養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者。○就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者。○過去に訓練促進費の支給を受けていない者。	対象資格は、次に定めるものとする。 ○看護師 ○介護福祉士 ○保育士 ○理学療法士 ○作業療法士 ○その他、上記に準じ市長が地域の実情に応じて定める資格 支給の対象となる期間は、修業期間の最後の3分の1に相当する期間とし、12月を限度とする。	支給額は、月額10万3千円とする。	
147	母子家庭自立支援給付費(常用雇用転換奨励金)	300	非常勤等で雇用している母子家庭の母の常用雇用への転換に際し必要な研修・訓練を実施し、常用雇用に転換した後、一定期間経過した事業主に対し、奨励金を支給することにより、母子家庭の母の常用雇用への転換を促進する。	短期間の有期雇用労働者である母子家庭の母を常用雇用へ転換した事業主であって、次の要件の全てを満たす者とする。 ○雇用保険の適用事業主であること。 ○次のいずれかの紹介を受けて雇い入れた事業主であること。 ○公共職業安定所 ○厚生労働大臣の許可を受けた無料・有料職業紹介事業者又は届出を行った無料職業紹介事業者 ○常用雇用への転換に向けた職業訓練開始後6ヶ月以内に期間の定めのない労働契約を締結し、雇用保険における一般被保険者として雇用した事業主であること ○当該労働者を常用雇用へ転換後、引き続き6ヶ月間雇用継続した事業主であること ○過去6ヶ月間に事業主の都合により常用雇用労働者を解雇したことがない事業主であること ○過去3年間に雇用したことがある者を再び雇用するものでないこと	対象労働者は、母子家庭の母であって、次の全ての要件を満たす者とする。 ○児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得水準にあること ○公共職業安定所又は職業紹介機関に求職申込をしていること又は求職申込をしていたこと ○短期雇用の後、常用雇用に転換し、就業することに制約がないこと。また、必ずしも常用雇用へ転換されるものではないことの内容について理解し、了解していること	支給額は、30万円とする。	H21より国の事業となり事業終了。
148	伊予市老人クラブ育成事業補助金(健康づくり事業)	200		伊予市老人クラブ連合会及び単位老人クラブが行う活動事業	伊予市老人クラブ連合会及び単位老人クラブが行う、高齢者の生きがいと健康づくりに資するとともに社会参加の促進を目的とする事業に係る費用	予算の範囲内 老人クラブ健康づくり事業補助 200,000円	事業内容が制度目的に沿った効果的なものであるか、より一層検討した上で実行する必要がある。 報告書の作成に当たっては、具体的な使途が分かる内容となるよう工夫すべきである。 上記の意見を付して、現行どおり。

No.	補助金等の名称	H19 予算額 (千円)	補助目的	補助対象	補助対象経費	補助金額	結 論
149	伊予市シルバー人材センター事業費補助金	4,017	高齢化の急速な進展に対応するため、高齢者が意欲と能力に応じて社会参加するとともに短期的な修業を希望する高齢者に対し就労の機会を提供する。	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に掲げる事業	地方公共団体が応分の補助を行うことを前提に、シルバー連合本部及びシルバー連合の活動拠点ごとに、国庫補助対象経費の2分の1の額かつ国の予算の範囲内において交付する。	予算の範囲内 センターが行う当該補助事業の実施に要する経費の一部	報告書の作成に当たっては、より具体的な数値で表現できるように、努力・工夫していく必要がある。 上記の意見を付して、現行どおり。
150	伊予市鳥獣害防止対策総合支援事業費補助金	4,000		農業協同組合、農業協同組合連合会、生産集団が行う事業	鳥獣被害防止施設整備のための資材購入及び設置に必要な経費	予算の範囲内 補助対象経費の2分の1以内	今後は電気柵による防御方法について、もっと総合的な対策を考えるべき。 上記の意見を付して、現行どおり。
151	伊予市農地保有合理化促進費補助金	50		農地保有合理化事業を実施する農地保有合理化法人	●農地保有合理化促進事業費 ◎事業推進体制整備費 合理化法人の事業推進体制整備等に要する農地保有合理化促進対策組織体制強化費に係る経費 ◎事務費 ◎事業費 合理化法人が合理化促進事業として行う農地等の貸借業務に要する次の経費 ◎事業費 ○小作料前払資金助成費 ○農地継承円滑化事業費 ●担い手育成農作業受委託促進事業費 合理化法人が行う受委託促進事業に係る業務に要する経費 ◎受委託促進会議費 ◎受委託促進計画策定費 ◎業務運営費 ●農地保有合理化担い手育成地域推進事業費 ◎計画策定等業務費 ◎農用地調整推進活動業務費 ◎調整推進整備費	予算の範囲内 ●農地保有合理化促進事業費 ◎事業推進体制整備費 2分の1以内 ◎事務費 2分の1以内 ◎事業費 ○小作料前払資金助成費10分の6以内 ○農地継承円滑化事業費 2分の1以内 ●担い手育成農作業受委託促進事業費 10分の6以内 ●農地保有合理化担い手育成地域推進事業費 ◎計画策定等業務費 10分の6以内 ◎農用地調整推進活動業務費 10分の6以内 ◎調整推進整備費 2分の1以内	実績は小額であるが今後対象となる申請が出てくる可能性があるため制度を存続。 上記の意見を付して、現行どおり。
152	伊予市次代を担う若い農林漁業就業促進事業費補助金	70	高等学校における奨学金の返還金や農業大学校等における研修資金償還金について助成し、又は免除し、本市の時代の農林漁業を担う多様な人材の確保育成を図る。	愛媛県次代を担う若い農林漁業就業促進事業助成及び免除の認定対象者	高等学校在学時に借り受けた奨学金や財団法人えひめ農林漁業担い手育成公社から借り受けた就農研修資金の償還に要する経費	予算の範囲内 次の事業に係る経費 ○高校奨学金変換助成事業 奨学金借受者が毎年の返還に要する経費 県 1/2 市 1/2 ○就農研修資金償還免除事業 財団法人えひめ農林漁業担い手育成公社から、農業大学校等就農研修資金を借り受けた者が毎年の償還に要する経費 県 1/2 市 1/2	農・林・漁業の後継者を育てる意味では良い制度であるため、関係者には十分周知徹底を行うべき。 上記の意見を付して、現行どおり。
153	伊予市農林水産物ブランドづくり推進事業費補助金(農業関係)	405	各地域で関係機関・団体が連携し、えひめ愛フード推進機構が実施する農林水産物のブランド化を促進するとともに、意欲ある産地が行う農林水産物の積極的な流通・販売等のブランドづくりの取組みを重点的に支援し、活力ある元気な伊予市の農林水産物産地の構築を図る。	農業協同組合、農業協同組合連合会、酪農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、公社、生産集団	受益戸数 3戸以上 受益対象者 伊予市ブランド産品を生産する生産者若しくは生産法人 えひめ愛フード推進機構が実施するえひめ農林水産物等のブランド戦略基本方針に定めるリーディングブランドに認定又は認定が見込まれる産品を対象 ○ブランドづくり支援 伊予市ブランド産品の需要や販路拡大等のための具体的な取組み支援 ○ブランドづくり条件整備支援 伊予市ブランド産品の加工・流通・販売に必要な機械等の整備	予算の範囲内	H20より県の事業終了に伴う終了。

No.	補助金等の名称	H19 予算額 (千円)	補助目的	補助対象	補助対象経費	補助金額	結 論
154	伊予市地域農業生産流通体制整備事業費補助金	400	消費者ニーズの多様化・国際化の進行による産地間競争の激化、担い手の高齢化など、農業を取り巻く環境が厳しい中で、地域の特色を活かした活力のある産地を育成強化するため、生産から流通・加工にわたる総合的な産地体制の整備強化を図る。	農業協同組合連合会、農業協同組合、公社、営農集団、特認団体	受益農家戸数 3戸以上 地域の実情に応じて、次の項目から事業内容を選択して、地域の特色を活かした活力ある産地を育成強化するための推進活動に必要な経費 ○協議会の開催 ○行動計画の作成 ○調査の実施 ○実証・試験の実施 ○技術の普及 ○啓発活動	予算の範囲内 補助対象経費の1/2以内	H21より県の事業終了に伴う終了。
155	伊予市園芸産地再編整備事業費補助金	629	園芸作物の優良産地を形成し、産地体制の再編整備の推進を図る。	農業協同組合連合会、農業協同組合、公社、営農集団、特認団体	受益戸数 3戸以上 産地体制の再編整備を図るための推進活動に要する経費及び、これらの活動に必要な最小限の施設・機械等の借り上げに要する経費 ○協議会の開催 ○行動計画の作成 ○調査の実施 ○実証・試験の実施 ○技術の普及 ○啓発活動	予算の範囲内 補助対象経費の1/2以内	H21より県の事業終了に伴う終了。 なお、同様の補助金を制定する際には、多くの申請者が現れるよう、使い勝手の良い補助金に改善する必要がある。
156	伊予市果樹産地地質強化促進事業費補助金	486	産地自らが作成した果樹産地構造改革計画等を基本に優良品種の高品質生産活動や需要拡大等に取り組み、競争力のある産地の構築を図る。	農業協同組合、生産組織	作付規模 3ha以上 受益戸数 3戸以上 受益面積 概ね30a以上 ○優良品種の高品質生産活動 増殖用ハウスの設置、穂木・苗木の生産等に必要経費 展示圃の設置、栽培管理技術資料の作成等に必要経費 ○優良品種の需要拡大活動 イベント等で試供品として優良品種を提供するための経費など、販売促進のために必要経費 ○高品質生産・省力化条件整備事業 園地改造、栽培管理機械・施設、その他高品質・省力化等産地強化に必要な機械・施設	予算の範囲内 補助対象経費の1/2以内	H21より県の事業終了に伴う終了。
157	伊予市水田農業経営確立対策事業費補助金	991	食料・農業・農村基本法及び食糧法の下、19年度から実施される「品目横断的経営安定対策」及び「新たな需給調整システム」は、「農業構造の展望」と「米づくりの本業あるべき姿」の実現を目指すとともに、「農業者・農業者団体が主体となる需給調整システム」の構築を目指すものであり、水田農業経営の安定と構造改革の促進を図るためには、新システムの円滑な推進等を通じて、需要に応じた売れる米づくりの推進と担い手の確保・育成が重要となっている。	地域水田農業推進協議会、農業協同組合、営農集団	●えひめ売れる米づくり推進事業 ○売れる米づくり推進会議の開催に要する経費 ○水稲生産実施計画書の作成、配付・回収及び取りまとめに要する経費 ○生産調整方針の作成に要する経費 ○啓発資料の作成に要する経費 ●新需給調整システム定着促進事業 ○生産調整方針作成者ごとの需要見通しの作成・提供に要する経費 ○現地確認の実施に要する経費 ○生産調整方針作成指導に要する経費 ●良質米・麦・大豆生産拡大支援事業 ○良質米、麦、大豆の新規生産拡大に必要な種子確保に要する経費 ●担い手経営基盤強化事業 米、麦、大豆の経営規模拡大等に必要機械・施設の整備に要する経費のうち、以下に掲げるものを対象とする。 ○低コスト、省力化機械・施設の整備に要する経費 ○品質向上に係る機械・施設の整備に要する経費	予算の範囲内 ●えひめ売れる米づくり推進事業 2分の1以内 ●新需給調整システム定着促進事業 10分の1以内 ●良質米・麦・大豆生産拡大支援事業 3分の1以内 ●担い手経営基盤強化事業 3分の1以内	No.94、95の単独事業とも関連しているため、継続して取り組む必要がある。 上記の意見を付して、現行どおり。

No.	補助金等の名称	H19 予算額 (千円)	補助目的	補助対象	補助対象経費	補助金額	結 論
158	伊予市中山間地域等直接支払交付金	133,749		集落協定又は個別協定に規定する農業生産活動等を行う農業者等	○次により算定した額とする。 地目及び区分毎の面積×交付単価＝ 地目及び区分毎の交付金 地目及び区分毎の交付金の合計＝交 付金の額 ○一農業者当たりの受給額の上限は10 0万円とする。	予算の範囲内 次の表に掲げるとおりとする。 ・傾斜農用地等の1㎡当たり交付単価 田 急傾斜 21円 緩傾斜 8円 畑 急傾斜 11.5円 緩傾斜 3.5円 草地 急傾斜 10.5円 緩傾斜 3円 比率の高い草地 1.5円 放牧地 急傾斜 1円 緩傾斜 0.3円 ・加算措置 規模拡大加算 田 1.5円 畑 0.5円 草地 0.5円 土地利用調整加算 田 0.5円 畑 0.5円 耕作放棄地復旧加算 田 1.5円 畑 0.5円 草地 0.5円	将来的には高齢化による集落の維持が困難になることや、 交付金の増大による市の財政圧迫などの問題があり、今 後、総合的な対応策を検討する必要がある。 上記の意見を付して、現行どおり。
159	道後平野土地改良区賦課金徴収手数料	162					補助金ではなく手数料であることが判明。 審議対象外。
160	国営造成施設管理体制整備促進事業費補助金	2,095			道後平野土地改良区が行う農業水利 施設の多面的機能を発揮する整備及び 環境への配慮や安全管理の強化など高 度な管理体制の整備を行う事業に要す る経費 国営造成施設管理体制整備促進事業 の内、管理体制整備強化支援費に要す る経費	予算の範囲内 補助率10/10	国営で建設された施設を管理する仕組みでもあるため必 要と考える。 上記の意見を付して、現行どおり。
161	農村環境保全向上活動支援事業費交付金	15,727	農地・水・農村環境の保全向上を図る ため。	地域協議会	地域協議会が行う事業に要する経費	○共同活動支援交付金 基礎支援(10a当たり) 田 2,200円 畑 1,400円 草地 200円 促進費(1対象活動組織当たり) 100 点以上200点未満 100,000円 200点以 上 200,000円 ○営農活動支援交付金 営農基礎活動支援(1営農活動対象 区域当たり) 100,000円以内で地域協 議会が交付する額の50% 先進的営農支援(10a当たり) 水稻 3,000円 麦・豆類 1,500円 いも・根菜 類 3,000円他 ○推進交付金 定額 国の交付金に相当する額	農村環境保全の向上対策として必要である。 上記の意見を付して、現行どおり。
162	有害鳥獣駆除事業補助金	7,188	有害鳥獣による被害の拡大に対処す るため、鳥獣保護との調和を図りながら 有害鳥獣の駆除に対する助成措置を講 じ、有害鳥獣類による農林作物被害の 防止対策を推進する。	市猟友会	有害鳥獣により農林作物に著しい被害 が発生している地域における駆除事業 及び駆除した鳥獣の買上げに要する経 費	次に掲げる経費の合計額を限度とす る。 ●駆除事業に要する経費 ○駆除に要した単代の実費 ○一駆 除隊当たり、10人相当の傷害保険料 ○一駆除隊当たり、年間50,000円の駆 除活動費。ただし、駆除事業を実施した 場合に限る。 ●駆除した有害鳥獣の買上げに要す る経費 ○イノシシ 1頭 20,000円 ただし、 箱わなで捕獲した場合は10,000円 ○ カラス 1羽 500円 ○ウサギ 1羽 500 円 ○ハクビシン 1頭 2,000円 ○タヌ キ 1頭 2,000円 ○ニホンザル 1頭 10,000円	被害の拡大を防止するために必要な補助であるが、現状 の対応策だけでは限界があり、さらに有効な対策を検討して いく必要がある。 上記の意見を付して、現行どおり。

No.	補助金等の名称	H19 予算額 (千円)	補助目的	補助対象	補助対象経費	補助金額	結 論
163	森林環境保全整備事業補助金	9,824		森林組合	森林組合が行う森林環境保全整備事業に要する経費	<p>予算の範囲内</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人工造林事業…スギ・ヒノキ等の植栽 ○下刈事業…左記の下刈 愛媛県造林事業補助金の交付対象となった経費の10%以内 ○除間伐・特定間伐…Ⅲ～Ⅸ齢級の人工林での間伐・搬出間伐事業 ○特定高齢級間伐…Ⅷ齢級以上の保安林での間伐事業 ○機能増進保育…Ⅶ～ⅩⅡ齢級の人工林での間伐・搬出間伐事業 同経費の27%以内 ○左記の間伐に伴う作業路開設事業 同経費の12%以内 ○松くい虫被害跡地植栽事業 同経費の20%以内 	市の実情からしても必要な補助であり、水資源の涵養となれば、中山・双海地域にとっても重要な補助である。上記の意見を付して、現行どおり。
164	林内作業車道開設事業費補助金	5,100		伊予森林組合	伊予森林組合が実施する事業に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ○保育、間伐等森林施業を組織的かつ計画的に推進している林分で、本事業の実施により林業生産性の向上が期待できる次に該当する林分とする。 ○受益対象森林面積が2ヘクタール以上であること ○受益対象森林は2人以上の所有であること 	<p>予算の範囲内</p> <p>補助対象経費の10分の3以内</p>	環境に軸足を移した施策であり、現代的な意義も十分認められる。上記の意見を付して、現行どおり。
165	伊予市農林水産物ブランドづくり推進事業費補助金(林業関係)	2,414	「えひめ愛フード推進機構」が実施する農林水産物のブランド化を促進するとともに、意欲ある産地が行う農林水産物の積極的な流通・販売等のブランドづくりの取組みを支援し、活力ある元気な伊予市の農林水産物産地の構築を図るため。	農業協同組合・農業協同組合連合会・酪農業協同組合連合会・森林組合・森林組合連合会・漁業協同組合・漁業協同組合連合会・公社・生産集団	<p>受益戸数 3戸以上</p> <p>受益対象者 伊予市ブランド産品を生産する生産者若しくは生産法人</p> <p>地域の実情に応じて次の1又は2の事業を選択して、会議・ブランド品PR等の推進活動又は施設・機械等の導入整備のために必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ブランドづくり支援…伊予市ブランド産品の需要及び販路拡大等のための具体的な取組み支援 ②ブランドづくり条件整備支援…伊予市ブランド産品の加工・流通・販売に必要な機械等の整備 	<p>予算の範囲内</p> <p>補助対象経費の1/2以内</p>	H20より県の事業終了に伴う終了。なお、同様の補助金を制定する際には、本来の趣旨の実現に向け、明確な戦略のもとで本気で取り組む必要がある。
166	森林整備地域活動支援交付金	6,426	森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な地域活動を通じて森林の有する多面的機能を発揮させる。	森林整備地域活動を行う森林所有者等		<p>予算の範囲内</p> <p>積算基礎森林の面積1ヘクタール当たりの交付単価</p> <ul style="list-style-type: none"> ○森林情報の収集活動 年間15,000円 ○施業実施区域の明確化作業 年間5,000円 	森林整備ということで環境保全も含め必要な補助金である。上記の意見を付して、現行どおり。

No.	補助金等の名称	H19 予算額 (千円)	補助目的	補助対象	補助対象経費	補助金額	結 論
167	森林整備担い手確保育成対策事業補助金	1,393		森林組合又は市が出資金の2分の1以上を出資する農林会社	<ul style="list-style-type: none"> ●森林組合作業班等確保育成事業…林業事業体の作業班員又は社員のうち、年齢が50歳未満で、造林・伐採搬出等の現場作業に年間150日以上従事する者 <ul style="list-style-type: none"> ○労災保険料助成事業 ○林退共掛金助成事業…林業に係る林退共掛金に相当する経費 ●林業労働安全衛生推進事業…林業事業体の作業班員又は社員のうち、年齢が60歳未満で、造林・伐採搬出等の現場作業に年間150日以上従事する者 <ul style="list-style-type: none"> ○労働安全衛生器具整備事業…労働安全衛生器具の整備に要する経費 ○労働災害防止機械整備事業…労働災害防止機械の整備に要する経費 ●林業技術研修事業他 	<ul style="list-style-type: none"> ●森林組合作業班等確保育成事業 <ul style="list-style-type: none"> ○労災保険料助成事業 ○林退共掛金助成事業 3分の2 ●林業労働安全衛生推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ○労働安全衛生器具整備事業 3分の2 ○労働災害防止機械整備事業 3分の2 ●林業技術研修事業他 	森林整備の担い手確保のために必要な補助金である。上記の意見を付して、現行どおり。
168	木造住宅耐震診断事業補助金	600	地震に対する住宅の安全性の向上を図る。	<p>次の要件に該当する住宅を所有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○昭和56年5月31日以前に着工された1戸建の住宅 ○次に掲げる工法以外の木造であること <ul style="list-style-type: none"> ・伝統工法 ・枠組み壁工法 ・丸太組工法他 ○地上階数が2以下で延べ面積が500㎡以下のもの 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の区域内に存する木造住宅の耐震診断に要する経費 補助対象者が木造住宅耐震診断事務所に委託して実施する耐震診断に要する経費 	<p>予算の範囲内</p> <p>補助対象経費の総額3分の2以内の額とし、2万円を限度とする。</p>	<p>広報活動に工夫を凝らし、耐震対策の必要性の普及啓発に今後とも努力する必要がある。</p> <p>上記の意見を付して、現行どおり。</p>
169	浄化槽設置整備事業補助金	22,041	公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ●し尿及び生活廃水を処理するための浄化槽の適正な設置及び維持管理を行う者 ●次の各号のいずれかに該当する区域 <ul style="list-style-type: none"> ○下水道等の整備計画のない区域 ○下水道等の整備計画区域内で下水道法第4条第1項に規定する認可を受けた区域を除いた区域 ○特に必要と認める区域 	<ul style="list-style-type: none"> ●補助対象者 <ul style="list-style-type: none"> ○新築等 ・建物の新築に伴い浄化槽を設置する者 ・既存建物を取壊した後、新築に伴い浄化槽を設置する者 ・既存建物の増築又は改築に併せ、単独浄化槽から浄化槽へ設置替えをする者。ただし、当該設置替えにより処理対象人員が増加する場合に限る。 ○転換 ・既存建物の増築又は改築に併せ、単独浄化槽から浄化槽へ設置替えをする者 ・既存建物の増築又は改築を行わず単独処理浄化槽から浄化槽へ設置替えする者 ・汲り便槽から浄化槽へ設置替えする者 	<p>予算の範囲内</p> <p>○新築等 各人槽別の補助基本額に10分の6を乗じて得た額とし、その金額を限度とする。</p> <p>○転換 各人槽別の補助基本額を限度とする。</p>	<p>非常に高いニーズがあるため、制度として存続する必要がある。</p> <p>上記の意見を付して、現行どおり。</p>
170	伊予市遠距離通学補助金(小学校)	1,444	通学費の軽減と均衡を図るとともに路線バス及び鉄道の利用促進に資すること。	<p>公共交通機関の路線バス及び鉄道を利用する児童の保護者</p> <p>対象区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ●中山小 上長沢、長沢団地、下長沢、平村、袖之木、栃谷、平沢地区、旧野中小学校及び旧永木小学校区 ●下灘小 富貴、石久保、関住、満野空、満野浜 ●由並小 本谷、高野川 	<p>通学に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●中山小 ・路線バス バス定期 ●下灘小 ・路線バス バス定期及び回数券 ・JR JR定期 ●由並小 ・路線バス バス定期 ・JR JR定期 	<p>予算の範囲内</p> <p>全額</p>	<p>遠距離通学をする場合の保護者の負担軽減と路線バスと鉄道の利用促進を図る目的を持つ補助であることを考慮する必要がある。</p> <p>上記の意見を付して、現行どおり。</p>
171	伊予市遠距離通学補助金(中学校)	1,822	同上	<p>公共交通機関の路線バス及び鉄道を利用する生徒の保護者</p> <p>対象区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ●中山中 上長沢、長沢団地、下長沢、平村、袖之木、栃谷、平沢地区、旧野中小学校、旧永木小学校区及び佐礼谷小学校区 	<p>通学に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●中山中 ・路線バス バス定期 	<p>同上</p>	<p>上記の意見を付して、現行どおり。</p>

No.	補助金等の名称	H19 予算額 (千円)	補助目的	補助対象	補助対象経費	補助金額	結 論
172	幼稚園就園奨励費補助金	5,280	家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図る。	当該市町村の住民で市町村立幼稚園又は私立幼稚園に就園する幼児に関して市町村が行う就園奨励事業	<ul style="list-style-type: none"> ●公立幼稚園 <ul style="list-style-type: none"> ○生活保護法の規定による保護を受けている世帯…補助対象:入園料、保育料の合計額 年額20,000円が限度 ●私立幼稚園 <ul style="list-style-type: none"> ○生活保護法の規定による保護を受けている世帯…補助対象:入園料、保育料の合計額 年額131,500円が限度 ○当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯…年額100,000円が限度 ○当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が10,600円以下の世帯…年額77,200円が限度 ○当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が120,600円以下の世帯…年額54,300円が限度 	予算の範囲内 補助率3分の1以内	格差是正のために必要な補助金である。上記の意見を付して、現行どおり。
173	伊予市肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金	1,273	肥料価格高騰対策として、肥料コストの低減を図り、堆肥の導入による土づくりを進めるため。	農業協同組合及び農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体又は営農集団	堆肥を投入する受益面積は1戸当たり10a以上とする。 10a当たり投入量 袋詰堆肥20袋以上	予算の範囲内 ○発酵鶏糞(1袋15kg入) 1袋当たり300円を限度 10a当たり800円以内 ○牛糞堆肥(1袋40kg入) 1袋当たり300円を限度 10a当たり1,000円以内	H20より事業終了に伴う終了。 なお、今後、類似の補助金の要望が上がる際には、過去に行った補助が既得権とならないよう慎重に検討し、対応する必要がある。
174	伊予市地域バイオマス利活用普及啓発事業費補助金	150	バイオマスの利活用を促進し、環境と調和のとれた循環型社会の構築を図るため、本市において地域バイオマス利活用に向けた普及・啓発を目的とする。	民間団体(公益法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人その他の団体)	次の普及・啓発事業に要する経費 ○協議会等の開催経費 ○次の事業に要する経費 ・体験学習やシンポジウム等の実施 ・普及・啓発に係るイベントの開催 ・広報資料の印刷、発行等 ・その他、市長が適当と認める事業	予算の範囲内 補助率 1/2以内	補助対象が環境全般に対することから、ヒマワリ栽培だけに限られないようにし、公募型にして新規参入しやすいようにする。 上記の意見を付して、現行どおり。
175	伊予市水産加工処理施設整備事業費補助金	44,826	水産業の振興を図るため。	漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ○水産加工処理施設解体(アスベスト除去工事等を含む。)に要する経費 ○生産施設の移設、解体及び再設置に要する経費 ○水産加工処理施設の周辺環境整備に要する経費 ○その他市長が必要と認めた経費 	予算の範囲内 補助率 10分の4以内	国の政策方針と整合性を保ちながら、効果が発揮される制度にしなければならない。 施設に対する補助金については、明確な事業計画を作成し水産業の競争力向上に役立つかを検証する方法に変える必要がある。 上記の意見を付して、現行どおり。
176	伊予市施設園芸省エネルギー化緊急支援事業費補助金	9,835	今般の原油価格の高騰により農業経営が大きく圧迫されている野菜、花き及び果樹の施設園芸について、ヒートポンプの導入による省エネルギー化を推進し、早急に体質の強化を図る。	農業協同組合、農業法人、農機具リース会社又は営農集団	<ul style="list-style-type: none"> ○受益者 <ul style="list-style-type: none"> 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者、農業法人等であって、規模拡大又は生産方式の合理化により意欲的に経営改革に取組み、市長が事業実施を適当と認めた者 ○受益戸数 <ul style="list-style-type: none"> 2戸以上。ただし、認定農業者がリースにより導入する場合は1戸以上で可とする。 	予算の範囲内 補助率 1/2以内	H20より事業終了に伴う終了。 なお、同様の補助金を制定する際には、生産者のコストを考慮だけでなく、環境への配慮・省エネの推進についても配慮した検討が必要である。
177	伊予市農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	23,250	農山漁村の活性化を図る。		農林漁業団体等が事業種目欄に掲げる事業を行うのに要する経費	予算の範囲内 事業に要する経費の3/4以内	国の政策方針と整合性を保ちながら、効果が発揮される制度にしなければならない。 明確な事業計画を作成し、競争力の向上と活性化に役立つかを検証する方法に変える必要がある。 上記の意見を付して、現行どおり。
	計	328,423					